

厚生会業務運営細則

1969年 2月11日 制定
1984年 3月20日 改訂
1988年11月28日 改訂
1992年 2月11日 改訂
2000年 3月20日 改訂
2005年 3月21日 改訂
2006年11月23日 改訂
2011年11月21日 改訂
2018年11月23日 改訂

(理事会の運営)

第1条 理事会は、次の基準により常任理事を選出し、日常の業務を処理する。

- (1) 理事長 (任期 3 年) 1 名 (信徒をもって充てる)
 - (2) 専務理事 (任期 2 年) 1 名 (信徒をもって充てる)
 - (3) 常任理事 (任期 2 年) 若干名
- 2 理事長は、理事会を代表して厚生会全般の運営の責を負う。必要に応じて理事会を招集する。
 - 3 専務理事は、理事長の命を受けて直接厚生会の業務を処理する。必要に応じて審議会を招集する。
 - 4 常任理事は、審議会の構成員となり常時の運営に参画する。
 - 5 理事会及び審議会の決定は、多数決制による。

(医療援助の給付)

第2条 働き人及びその扶養家族が傷病により医療を受けたときは、次の手続きにより厚生会から医療援助を受けることができる。

- (1) 機関に支払った医療費の自己負担額について、2条3項に定める様式に従って教団事務所に提出する。
 - (2) 申請は1か月毎にとりまとめ前月末請求分と当月分を、毎月20日までに教団事務所に到着するように送付する。
 - (3) 一家族1か月の合計負担額が10万円を超える時、その他特別の場合には審議会において援助額を決定する。
 - (4) 専務理事は、申請書により医療援助額を決定し、給付は教団事務所より当月末までに当該申請者に対して支給する。
- 2 医療費に付随する費用については、次の基準により援助する。
 - (1) 医療機関までの旅費、入院付添料、看護費、移送費は、審議会が認めた場合のみ支給する。

- (2) 厚生局が請求した診断書についての代金は厚生局が負担する。
- (3) 分娩費は、分娩に要した全額を給付する。ただし、社会保険から分娩手当等が支給されたときは、援助額は実費からこれを差し引いた額とする。なお、母子手帳交付の日から出産後第1回の検診までの分娩に伴う母子の検診は、その経費を分娩費に含むものとする。

3 使用用紙は次による。(別紙)

- (1) 医療援助申請書
- (2) 領収書(内容が不明瞭なものについては、請求明細書を添付し提出する。)

(慶弔金の給付)

第3条 慶弔金を次の基準により給付する。

- (1) 結婚祝金 20,000円
- (2) 出産祝金 20,000円 (本人または配偶者の場合)
- (3) 弔慰金 50,000円 (本人死亡の場合)
30,000円 (配偶者死亡の場合)
20,000円 (子女及び同居の両親が死亡の場合)

2 嘱託の働き人への弔慰金の功労加算分として、勤続年数×10,000円を支給する。

(厚生行事)

第4条 働き人及びその家族の心身の健康増進のため、厚生行事を行う。

(制定、改廃)

第5条 この細則は、理事会が発議し、責任役員会の議決を経て教団総会において制定または改廃されるものとする。

2 この細則は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または、改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経て後、施行されるものとする。